

プロポーザル方式実施説明書

第1章 プロポーザル参加に係る手続き等

1 プロポーザルの概要

(1) 業務の概要

- ア 業務委託名 令和7年度 浜松市地区別復興まちづくり方針作成業務
イ 業務内容 別紙「業務説明資料」のとおり
ウ 履行期間 契約締結日の翌日から令和8年3月19日
エ 契約上限金額 5,000 千円（消費税及び地方消費税を含む）

(2) 書類一覧

本プロポーザル方式で用いる書類は次のとおりとする。

1	公告文	
2	契約書	
3	業務説明資料	
4	評価基準	
5	プロポーザル方式実施説明書	
6	様式 1	参加意向申出書
7	様式 2	参加資格確認結果通知書
8	様式 3-1	質問書
9	様式 3-2	質疑応答書
10	様式 4	企画提案書
11	様式 4-1	参加表明者の①専門技術力、②優良実績
12	様式 4-2	③予定する管理技術者に対する要件
13	様式 4-3	④予定する担当技術者に対する要件
14	様式 4-4	業務実施体制、業務実施方針
15	様式 4-5	特定テーマに関する技術提案
16	様式 5	企画提案書等の取扱いに関する回答書
17	様式 6	結果通知書
18	別記 1	企画提案書等の取扱いに関する確認依頼

(3) スケジュール

本プロポーザル方式におけるスケジュールは次のとおりとする。

参加意向申出書受付期間	令和 7 年 5 月 28 日（水）から令和 7 年 6 月 9 日（月）午後 4 時
質問書受付期間	令和 7 年 5 月 28 日（水）から令和 7 年 6 月 9 日（月）午後 4 時
参加資格確認結果通知書 交付日	令和 7 年 6 月 13 日（金）午前 10 時以降
質問に対する回答送付日	令和 7 年 6 月 13 日（金）
企画提案書等提出期間	令和 7 年 6 月 16 日（月）から令和 7 年 7 月 4 日（金）午後 4 時
ヒアリング実施日	令和 7 年 7 月 28 日（月）※時間は後日連絡
特定・非特定の通知日	令和 7 年 7 月 29 日（火）
契約締結	令和 7 年 8 月 5 日（火）※予定

2 担当部署及び問い合わせ先

〒430-8652 浜松市中央区元城町 103-2

浜松市都市整備部都市計画課（浜松市役所本庁舎 6 階）

電話 053-457-2371 FAX 050-3737-6815

メールアドレス toshikei@city.hamamatsu.shizuoka.jp

3 参加するために必要な資格

次に掲げる要件を満たす者

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加資格並びに資格審査の時期及び方法に関する告示（平成 20 年 10 月 1 日浜松市 告示第 390 号）の規定により、令和 7・8 年度の競争入札参加資格（業務委託・賃貸借 業種分類 3028：計画策定・統計業務委託）の認定を受けている者であること。
- (3) 業務実施におけるコンサルタントに対する要件として、下記（i）及び（ii）を満たしていること。
 - (i) 資格
都市計画及び地方計画部門の建設コンサルタント登録がある者
 - (ii) 実績
過去 10 年間に完了した業務において次に示すいずれかの業務実績を有すること。
 - ア. 同種業務：市民参加ワークショップ実施を含む防災都市づくり計画又は事前復興まちづくり計画の策定に関する業務
 - イ. 類似業務：防災都市づくり計画又は事前復興まちづくり計画策定に関する業務
- (4) 浜松市物品の購入等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体に該当しない者であること。

4 参加手続き等

(1) 参加に必要な書類の提出

本プロポーザルの参加希望者は、次により本プロポーザルの参加に必要な書類の提出をすること。

ア 受付期限 令和 7 年 6 月 9 日（月）16 時 00 分まで（必着）

イ 提出先 浜松市都市整備部都市計画課計画グループ

ウ 提出方法 持参、郵送又は電子メール

（郵送の場合は書留郵便とし、受付期間の最終日までに必着とする。また、電子メールの場合は着信確認を行うこと。）

エ 提出書類 （ア） 参加意向申出書（様式 1）

（イ） 参加資格を確認するために必要な書類

・ 3(3)の要件に関する資格・実績の確認が出来る資料

(2) 参加資格確認結果通知書の交付

ア 交付場所 浜松市都市整備部都市計画課

イ 日時 令和 7 年 6 月 13 日（金） 午前 10 時以降

（午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで 土曜日、日曜日及び祝日等を除く）

ウ その他 電子メールにより通知する。

※なお、郵送を希望する場合は、参加意向申出書を提出する際に、110 円切手を貼った返信用封筒を添付すること。

(3) 参加資格がないと認められた者の理由説明要求

(2)で参加資格がないと認められた者は、市に対し、次のとおり説明を求めることができる。

ア 提出方法 持参又は郵送

（郵送の場合は書留郵便とし、受付期間の最終日までに必着とする。）

イ 提出期限 令和 7 年 6 月 18 日（水）

（午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで 土曜日、日曜日及び祝日等を除く）

ウ 提出先 浜松市都市整備部都市計画課計画グループ

エ 様式 任意様式

(4) 質問書の提出及び回答

本プロポーザル方式の内容について疑義のある場合は、次により質問書の提出をすること。質問に対する回答は、企画提案書提出期限の前 3 日間浜松市役所（業務所管課）において閲覧に供するとともに、参加資格を認められた者全員に通知する。なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要とする。

ア 提出期限 令和 7 年 6 月 9 日（月）16 時 00 分まで（必着）

イ 提出先 浜松市都市整備部都市計画課計画グループ

ウ 提出方法 持参、郵送、ファクシミリ又は電子メール（ただし、持参以外は着信確認を行うこと。）

エ 回答送付日及び方法 令和 7 年 6 月 13 日（金）電子メールによる

5 参加資格の喪失

(1) 参加意向申出書の提出期限の日又は指名通知日から受託候補者の特定の日までの間に次のいずれかに該当することになった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとする。

(ア) 第 1 章 3 に規定する当該業務委託に係る参加資格の全ての要件を満たす者ではなくなったとき

(イ) 第 1 章 4(1)エ及び第 2 章 2(1)で示す書類に虚偽の記載をしたとき

第 2 章 企画提案書等について

1 企画提案書、その他企画提案に関する資料（以下「企画提案書等」という。）の内容

(1) 企画提案書等は、次に掲げる内容を記載するものとする。

ア 業務実施体制について

都市計画に関する資格（技術士：総合技術管理部門又は建設部門（都市及び地方計画）、工学博士（都市計画及び地方計画に関する分野）又は RCCM（都市計画及び地方計画））を持つ管理技術者等を主体とした体制

イ 業務実施方針について

別添の業務説明資料に示す業務内容に関する作業体制、作業方針、業務フロー

ウ 業務実施手法（特定テーマに対する技術提案）について

①防災都市づくりや復興まちづくりを進めるためには、行政だけでなく市民とも協働する必要があることから、対象地区の地域性を考慮し、地域の防災力向上のために行政と市民が協働するうえで効果的な実施フロー及び適切な地区の規模を提案すること

②各種整備事業等を所管する庁内関係課から、防災・減災に向けた施策展開の提案を引き出す実施方法を提案すること

2 企画提案書等の提出

(1) 提出物

ア 企画提案書（様式 4、4-1～4-5）

イ 企画提案書等の取扱いに関する回答書（様式 5）

※第2章5(3)及び別記を参照のうえ提出すること。

ウ その他資料

- ・参考見積書（内訳書）
- ・配置予定者の資格が確認できる資料

- (2) 提出部数 12部（正本1部、副本11部）
- (3) 提出先 浜松市都市整備部都市計画課計画グループ
- (4) 提出期限 令和7年7月4日（金）16時00分まで
- (5) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は書留郵便とし、受付期間の最終日までに必着とする。）

3 企画提案書等作成にあたっての留意点

- (1) 提案は分かりやすく簡潔に記述すること。
- (2) 文書を補完するためのイメージ図・イラスト等の使用は可能とする。
- (3) 具体的な設計図、模型（模型写真含む）、透視図等の使用は不要とする。
- (4) 多色刷りは可とするが、評価においてモノクロ複写をするため、見易さに配慮をすること。
- (5) 提出の様式は、「用紙サイズ A4 縦」、「横書き」、「左綴じ」、「文字サイズ 12 ポイント以上」、「両面印刷」を基本とする。
ただし、スケジュール表等 A4 縦以外が見易いと判断した場合は、この限りではない。
- (6) 様式 4-4・4-5 に該当する内容は、合計 3 枚（6 ページ）以内で作成すること。
なお、6 ページを超えた部分の提案は、評価対象とならない。

4 無効となる企画提案書

次のいずれかに該当する提案は、無効とする。

- (1) プロポーザル方式実施説明書第2章1及び2に定める条件に適合しない提案。
- (2) 虚偽の記載をした提案。
- (3) 第1章3に示した参加資格を有しない者の提案。

5 企画提案書等の取扱い

- (1) 企画提案書等の作成及び提出等に係る費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書は、本プロポーザル方式における受託候補者の特定以外の目的では使用しないものとする。
- (3) 企画提案書等は、公平性、透明性を期すために、「浜松市情報公開条例」等関連法令に基づく情報公開請求がなされた場合、もしくは本市が企画提案書等の公表が特に必要と判断する場合には、その全部を原則公開又は公表するものとする。例外的に、提案者の技術力やノウハウ等、公開又は公表することにより提案者の正当な利益を害する情報がある場合には、本市の判断で非公開とするものとする。なお、公開又は公表する場合の企画提案書等の使用に関する費用は、無償とする。
- (4) 提出された書類は、特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがある。
- (5) 企画提案書等の提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがある。

- (6) 企画提案書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合には、提出された企画提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、入札参加資格停止等の措置を行うことがある。
- (7) 受託候補者の特定は、企画提案書等を基に行うが、契約後の業務は必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。
- (8) 企画提案書等の提出は、1 者につき 1 案のみとする。
- (9) 提出された書類は返却しないものとする。
- (10) 企画提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負うものとする。
- (11) 企画提案書等で提出した配置予定者は、原則変更することができないものとする。ただし、やむを得ない理由で変更する場合は同等の者を配置すること。

第 3 章 審査の手続き及び受託候補者の特定

1 企画提案書等の審査

企画提案書等の審査は、市が選定した評価委員会が次のように行う。

(1) 審査の実施

ア 第 1 次審査（書面審査）

- (ア) 提出された企画提案書等について、評価基準に従い書面審査を実施する。
- (イ) 第 1 次審査の結果、点数が上位の 3 者に対し、イの第 2 次審査を行うものとする。
- (ウ) 第 1 次審査の結果及び第 2 次審査の案内については、令和 7 年 7 月 22 日（予定）までに書面にて通知する。

イ 第 2 次審査（ヒアリング）

- (ア) 実施日 令和 7 年 7 月 28 日（予定）
※詳細については対象者に別途連絡する。
- (イ) 第 2 次審査は、提案内容に対する説明及び、審査担当からの質疑への回答説明を主な目的として実施する。なお、市の了承を得れば、パワーポイント等を用いた説明も可能とするが、企画提案書に基づき作成するものとし、提案書に記載のない項目の説明は無効とする。
- (ウ) 評価基準に従い審査を行う。
- (エ) ヒアリングへの出席者は 2 人以内（うち 1 人は業務を中心的に担当する者が望ましい。）とし、ヒアリング時間は 1 者あたり 20 分程度（説明 15 分、質疑 5 分程度）を予定している。
- (オ) ヒアリングは、電子上での審査も可能とする。電子上の審査は Zoom を利用して実施する予定であり、提案者側が利用するタブレット等の機器は提案者が用意すること。Zoom 以外の Web 会議システム利用を希望する場合は、市の了承を得るとともに、Web 会議システムの利用に係る費用は全て提案者が負担すること。

ウ 評価基準

別紙「評価基準」のとおり。

2 受託候補者の特定

- (1) 提出された企画提案書等を審査し、最も優れている提案者を受託候補者として特定し、契約締結に向けた必要な協議を行う。なお、この協議において、受託候補者からの企画提案書の内容の変更は、原則として認めないものとする。
- (2) 受託候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者を新たな受託候補者として手続きを行うものとする。
- (3) 最低基準点をあらかじめ設定している場合
審査の結果、いずれの提案者も最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、受託候補者を特定しない場合がある。
- (4) 特定・非特定の通知
提出者のうち、受託候補者として特定した者及び特定されなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により令和7年7月29日（火）までに通知する。

3 特定の取消

受託候補者として特定された者は、特定の日から契約締結の日までの間に、次のア、イに該当することになった場合には、当該プロポーザル方式における受託候補者としての特定は取消しするものとし、契約締結は行わないものとする。この場合、次順位の者を新たな受託候補者として手続を行うものとする。

ア 第1章3に規定する当該業務委託に係る参加資格の全ての要件を満たす者ではなくなったとき

イ 第1章4(1)エ及び第2章2(1)で示す書類に虚偽の記載をしたとき

第4章 その他

1 手続において使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

2 契約書作成の要否

要する。

3 その他

本市が本プロポーザル方式のために作成した資料は、本市の了解なく公表、使用することはできないものとする。